

公 告

次のとおり条件付一般競争入札を行います。

令和6年12月5日

佐賀県道路公社
理事長 南里 隆

1 競争入札に付する事項

- (1) 業 務 名 三瀬トンネル有料道路・東脊振トンネル有料道路共通回数通行券及び巖木多久有料道路回数通行券の印刷
- (2) 入札条件等 回数通行券印刷仕様書による
- (3) 納 入 期 限 令和7年3月25日
- (4) 納 入 場 所 三瀬トンネル・東脊振トンネル・巖木多久道路管理事務所

2 入札に参加するために必要な資格

- (1) 物品の製造、修理、購入又は賃貸借に関する競争入札に参加することのできる者の資格及び資格審査に関する規程（昭和41年佐賀県告示第129号）第1条の規定に基づく入札参加資格を、入札書の提出期限の時点で有すること。
- (2) 県内企業（県内に本店を有する者。県内に支店等を有し、かつ県内従業員比率が50%以上又は県内従業員数50人以上の者。誘致企業。国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律第2条第4項に規定する「障害者就労施設等」（県内に所在する者に限る））であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 開札の日の6か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手を不渡りした者でないこと。
- (6) 佐賀県道路公社、佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県道路公社、佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
- (7) 自己または自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号）に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団または暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

- カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- ク 役員等(法人にあっては役員、支配人、営業所長その他これらと同等以上の支配力を有する者、法人格を有しない団体にあっては代表者及びこれと同等以上の支配力を有する者、個人(営業を営む者に限る。以下同じ。)にあっては当該個人以外の者で営業所を代表するものをいう。)にイからキまでに掲げる者がいる法人その他の団体又は個人
- ケ イからキまでに掲げる者がその経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人

3 入札参加資格の審査

入札に参加しようとする者は、別に定める入札参加届に以下の関係書類を添えて、令和6年12月19日(木)午後3時までに4(1)の担当課へ郵送してください。提出された資料を開札後審査の上、落札者の決定とします。

提出した関係書類について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。また、必要に応じて追加資料の提出を求めることがあります。

入札参加届を提出した後、入札に参加しないこととした場合は、理由を記入した辞退届けを書面で郵送ください。

なお、提出された資料については、当該業務に関する目的以外には使用しません。
(関係書類)

- ・ 入札参加届
- ・ 営業概要書

4 入札書の提出場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札参加届等の交付場所及び問合せ先

郵便番号849-0925 佐賀市八丁畷町8-1
佐賀県道路公社 経営管理課
電話 0952-20-2040

(2) 入札参加資格

佐賀県出納局総務事務センター所定の入札参加資格認定を受けていること。

(3) 入札書等の受付期間は及び送付場所

ア 日 時 令和6年12月10日(火)から12月19日(木)まで
(土日祝日は除く)の9時から17時まで(最終日にあっては
15時まで)

イ 場 所 郵便番号849-0925 佐賀市八丁畷町8-1
佐賀県道路公社 経営管理課

(4) 開札の日時並びに場所

ア 日 時 令和6年12月23日(木)午前10時00分

イ 場 所 佐賀市八丁畷町8-1
佐賀県道路公社

ウ 入札方法 郵便入札(入札者の立会はありません)

- (5) 入札の延期
天災その他やむを得ない理由により入札又は開札を行うことができない場合は延期することもあるので、事前に(1)の部署に確認してください。

5 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

- ① 入札保証金 佐賀県道路公社会計規程第75条第3項第2号の規定により免除します。
- ② 契約保証金 佐賀県道路公社会計規程第78条第3項第3号の規定により免除します。

(2) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかは問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

(3) 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する者が行った入札は無効とします。

- ア 参加する資格のない者
- イ 当該入札について不正行為を行った者
- ウ 入札書の金額及び氏名について誤脱又は判読不可能なものを出した者
- エ 1人で2以上の入札をした者
- オ 代理人でその資格のない者
- カ 前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した者

(4) 入札の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、入札を中止します。この場合の損害は入札者の負担とします。

- ア 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。
- イ 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないとき。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法

- ア 予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。
- イ 予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者が二人以上あるときは、後日当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとします。
- ウ 第一回目の開札の結果、落札者がいないときは後日再度入札を行います。

(7) 代金の支払い方法

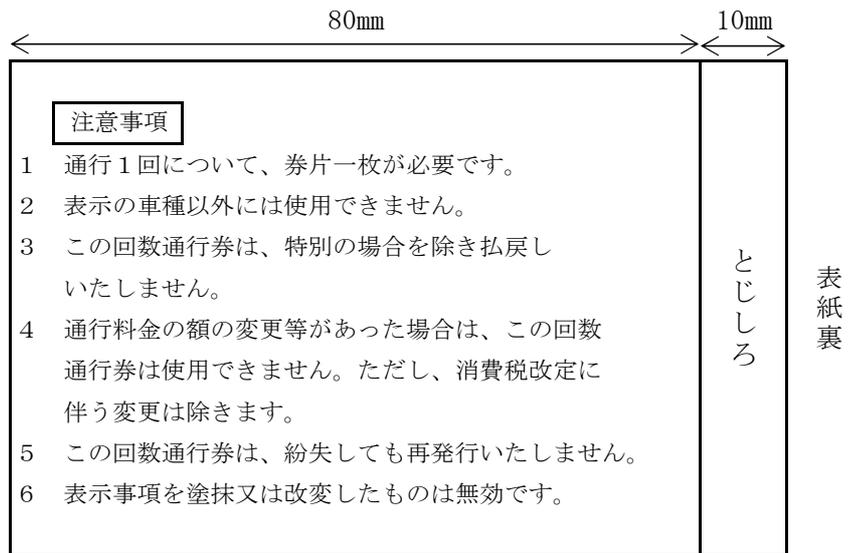
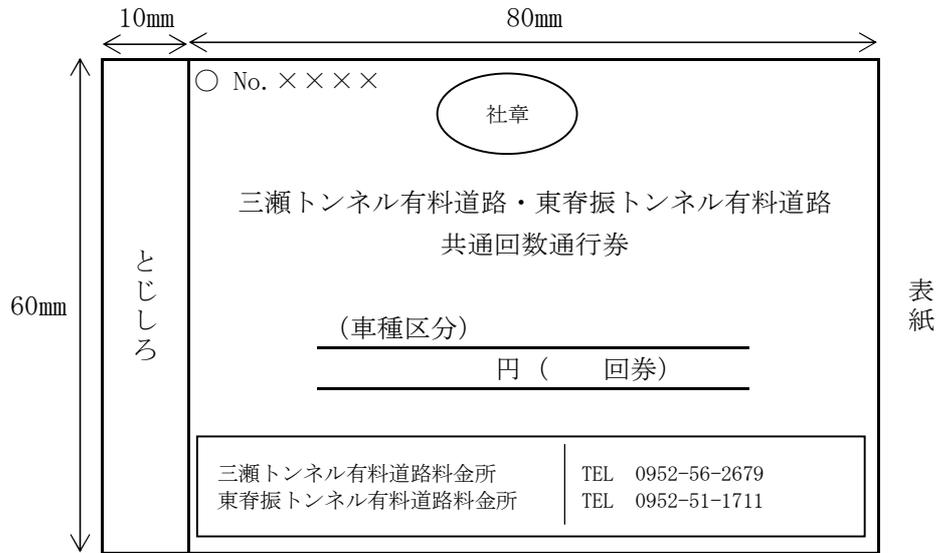
検収後、適正な請求書を受理してから30日以内に支払いを行います。

仕様書（三瀬トンネル有料道路・東脊振トンネル有料道路共通回数通行券の印刷）

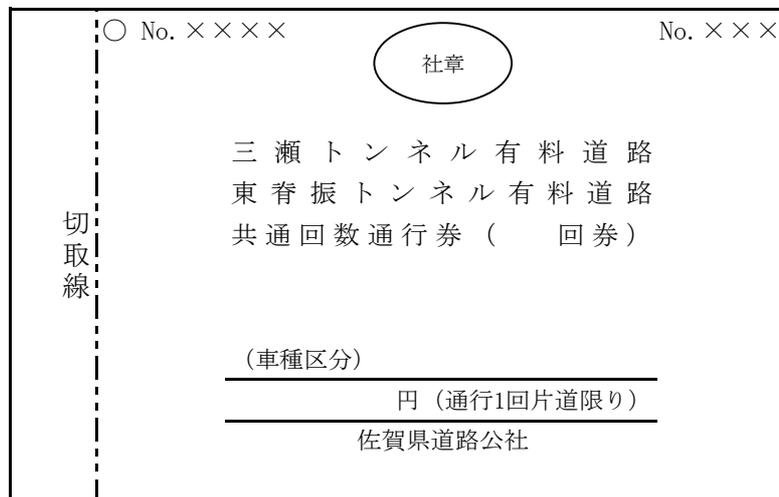
- 表表紙・裏表紙（四六判90K）使用し、表表紙の裏に注意事項を印刷、裏表紙には佐賀県道路公社の文字とQRコードを印刷のこと。
- 綴り式回数通行券（11回券・60回券・100回券の3種類）とする。
- 切り離し部は、針金綴じ・ミシン目・クロス巻とする。
- チケット部分は（四六判55K）不正防止となる仕掛けを施し、色は下記のとおりとする。

普通車	………	オレンジ色
中型車	………	浅ブルー色
大型車	………	緑色
特大車	………	黄色
軽自動車等	………	桃色
軽車両等	………	灰色
- 車種及び回数の種類毎に一連番号を割り振るものとし、表表紙及び回数券（チケット部分）の1枚毎に左上に一連番号を印刷するものとする。
ナンバリングの色は黒とする。
連番号は0001から10000までの4桁の数字とし10000については0000に置き換えるものとする。1万単位毎に数字の頭にアルファベットの記号をつけることとする。
- 回数通行券（チケット部分）には1枚毎に3桁の通し番号を割り振るものとし、右上に下から001・002・003・・・011又は060又は100と通し番号を印刷する。
- サイズは仕上がりタテ60mm×ヨコ90mm×厚さ10mm以内
チケットサイズはタテ60mm×ヨコ80mm（とじしろ10mm）
- 表紙、裏表紙及びチケット部分は、2色刷りとする。
- 検品の実施：有
- 納品先 三瀬トンネル有料道路管理事務所
（佐賀県佐賀市三瀬村三瀬1665-3）
東脊振トンネル有料道路管理事務所
（佐賀県神埼郡吉野ヶ里町松隈1739-5）
- その他 データの所有権は佐賀県道路公社のものとする。
なお、データの取扱いについては十分に留意すること。

○ 表紙



○ 回数通行券



○ 裏表紙

いつもご利用いただき
ありがとうございます

佐賀県道路公社ホームページは

佐賀県道路公社

検索



<https://www.tollroad-saga.jp/>

佐賀県道路公社 TEL 0952-20-2040
FAX 0952-20-2043

とじしろ

裏表紙

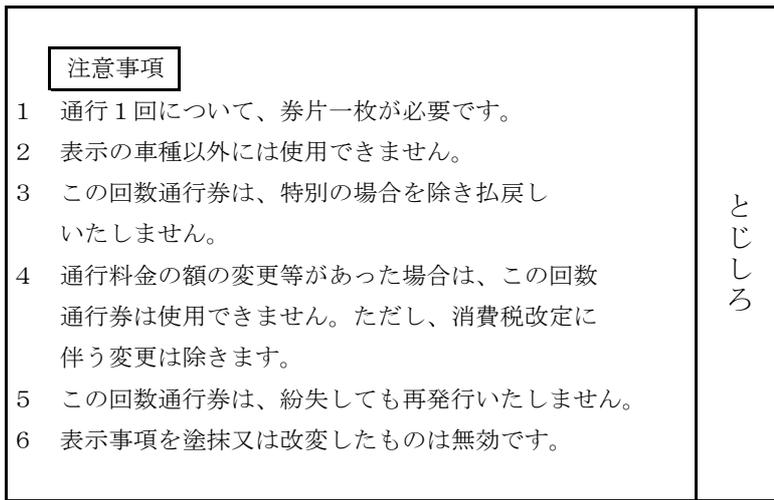
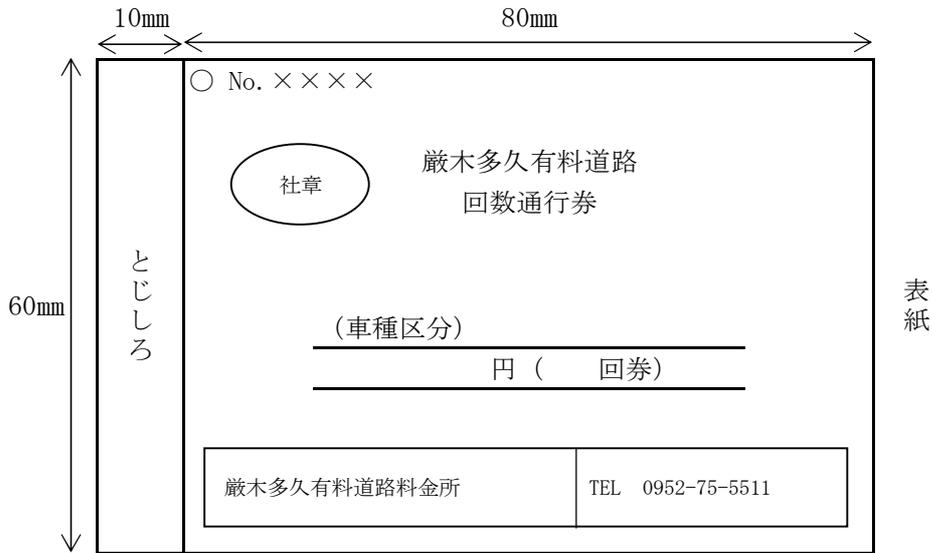
○ 回数券の内訳は下記のとおりとする

車種	券種	数量 (単位:冊)			ナンバリング
		三瀬	東脊振	合計	
普通車	11回券	20,000	10,000	30,000	L No. 2201 ~
	60回券	2,000	1,000	3,000	B No. 6001 ~
	100回券	1,000	1,000	2,000	B No. 3001 ~
中型車	11回券	500	500	1,000	A No. 4101 ~
	60回券	100	100	200	A No. 0701 ~
	100回券	100	100	200	A No. 2401 ~
大型車	11回券	100	0	100	A No. 0801 ~
	60回券	0	0	0	—
	100回券	100	0	100	A No. 0601 ~
特大車	11回券	0	0	0	—
	100回券	0	0	0	—
軽自動車等	11回券	10,000	5,000	15,000	E No. 3201 ~
	60回券	500	500	1,000	A No. 5101 ~
	100回券	500	500	1,000	A No. 4601 ~
軽車両等	11回券	0	0	0	—
	100回券	0	0	0	—

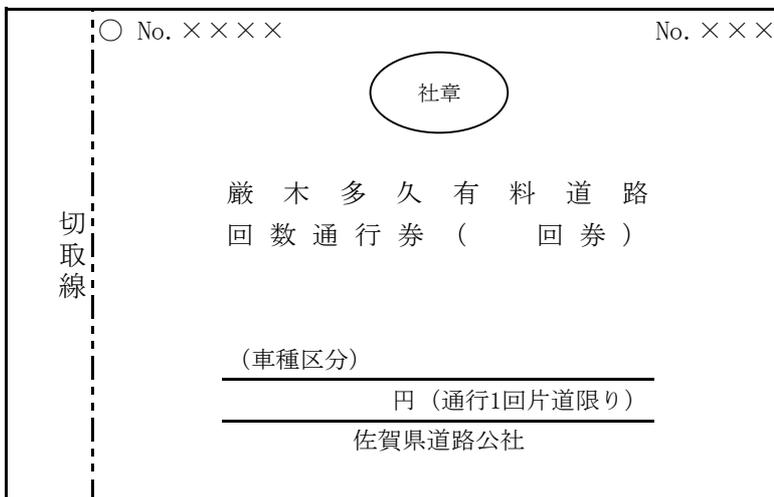
仕様書（巖木多久有料道路回数通行券の印刷）

- 表表紙・裏表紙（四六判90K）使用し、表表紙の裏に注意事項を印刷、裏表紙には佐賀県道路公社の文字とQRコードを印刷のこと。
- 綴り式回数通行券（11回券・60回券・100回券の3種類）とする。
- 切り離し部は、針金綴じ・ミシン目・クロス巻とする。
- チケット部分は（四六判55K）不正防止となる仕掛けを施し、色は下記のとおりとする。
 - 普通車・中型車……………オレンジ色
 - 大 型 車……………緑 色
 - 軽自動車等……………桃 色
- 車種及び回数の種類毎に一連番号を割り振るものとし、表表紙及び回数券（チケット部分）の1枚毎に左上に一連番号を印刷するものとする。
ナンバリングの色は黒とする。
連番号は0001から10000までの4桁の数字とし10000については0000に置き換えるものとする。1万単位毎に数字の頭にアルファベットの記号をつけることとする。
- 回数通行券（チケット部分）には1枚毎に3桁の通し番号を割り振るものとし、右上に下から001・002・003・・・011又は060又は100と通し番号を印刷する。
- サイズは仕上がりタテ60mm×ヨコ90mm×厚さ10mm以内
チケットサイズはタテ60mm×ヨコ80mm（とじしろ10mm）
- 表紙、裏表紙及びチケット部分は、2色刷りとする。
- 検品の実施：有
- 納品先 巖木多久有料道路管理事務所
（佐賀県多久市北多久町小侍字山ヶ砂4129-1）
- その他 データの所有権は佐賀県道路公社のものとする。
なお、データの取扱いについては十分に留意すること。

○ 表紙



○ 回数通行券



○ 裏表紙

<p>いつもご利用いただき ありがとうございます</p> <p>佐賀県道路公社ホームページは</p> <div style="display: flex; justify-content: center; gap: 20px; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 10px;">佐賀県道路公社</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 10px;">検索</div> </div> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;">  </div> <p>https://www.tollroad-saga.jp/</p> <p>佐賀県道路公社 TEL 0952-20-2040 FAX 0952-20-2043</p>	<p>とじしろ</p>
---	-------------

裏表紙

○ 回数券の内訳は下記のとおりとする

車種	券種	数量 (単位：冊)	ナンバリング
普通車 ・ 中型車	11回券	6,000	D No. 2401 ～
	60回券	1,000	A No. 5601 ～
	100回券	1,400	A No. 7201 ～
大型車	11回券	0	—
	100回券	0	—
軽自動車等	11回券	3,200	B No. 6801 ～
	60回券	400	A No. 2201 ～
	100回券	400	A No. 1901 ～
(一部区間)			
普通車・中型車	60回券	100	A No. 0251 ～
大型車	60回券	0	—

郵便入札時の注意事項について

● 郵便入札を行うに当たっては以下のことにご注意ください。

- 1 郵便入札においては、以下の書類を角二封筒（以下「外封筒」という。）に密封し、一般書留、簡易書留又は配達記録郵便のいずれかにより、入札書提出期限までに佐賀県道路公社に到達するよう、ゆとりをもって早めに郵送してください。なお、この入札は郵便入札であるため、持参による入札は認めないものとします。

○内封筒に同封する書類

- ① 入札書・・・・・・・・ 必要事項を記入のうえ、長三又は長四封筒（以下「内封筒」という。）に入れてください。

なお、入札書の日付けは、開札日（令和6年12月23日）を記入してください。

○外封筒に同封する書類

- ② 委任状・・・・・・・・ 代理人が入札を行う場合に限る。

- 2 外封筒の表書きには、宛先を「佐賀県道路公社 経営管理課」とし、左上に朱書きで「入札書在中」と明記して下さい。また、入札参加者名（商号又は名称のみで可。）、住所及び連絡先（電話番号・FAX番号）を記入してください。なお、裏書きには、**業務名及び納品場所**を記入して下さい。（図2参照）
- 3 外封筒は、一入札につき一封筒として下さい。また、郵送した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。
- 4 次のいずれかに該当したときは、その郵便入札の入札参加者の入札は無効とします。
 - ① 一般書留、簡易書留又は配達記録郵便以外の方法で入札書を提出した入札
 - ② 郵便局受領時刻が入札書の提出期限を過ぎている入札
 - ③ 外封筒、内封筒及び入札書に記入された**業務名、納品場所**及び入札参加者名が佐賀県道路公社からの入札通知と一致しない入札（ただし、入札参加者名については、県に入札参加資格審査申請書記載事項変更届を提出している場合を除く。）
- 5 入札を辞退する場合（入札書郵送後を含む。）は、開札日の前日の17時までに書面をもって、佐賀県道路公社 経営管理課まで届け出て下さい。
- 6 開札日当日欠席した場合は、この入札者の入札は無効とします。
- 7 開札時刻以後の開札会場への入室はできません。
- 8 落札者がいないときは、この入札を不調とします。
- 9 落札者には、開札日当日、落札決定を通知します。

【図1】 長三又は長四封筒（内封筒）

表

会社名	納品場所	業務名
〇〇〇〇株式会社	三瀬トンネル・東脊振トンネル 殿木多久道路管理事務所	三瀬トンネル有料道路・東脊振トンネル有料道路 共通回数通行券及び殿木多久有料道路回数通行券の印刷

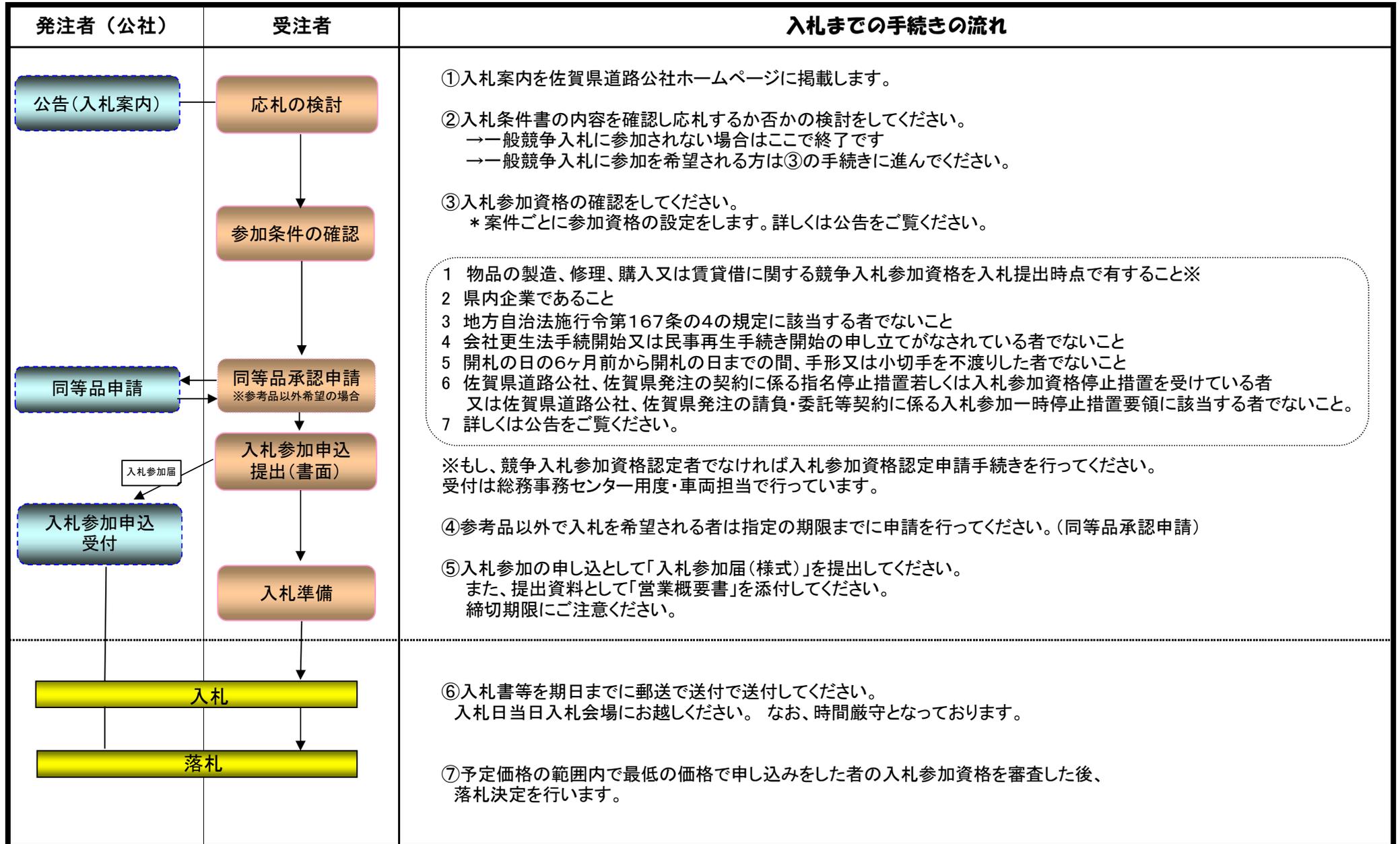
【図2】 角二封筒（外封筒）

表

簡易書留等	8 4 9	0 9 2 5
入札書在中	朱書き	
	大きい字で見やすく記入	
	佐賀県道路公社 経営管理課 御中	佐賀市八丁畷町8-1 佐賀総合庁舎2F
	〇〇〇〇株式会社	
	〒〇〇〇-〇〇〇〇	
	佐賀県〇〇〇〇-〇-〇	
	TEL〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇	
	FAX〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇	

裏

納品場所	業務名
三瀬トンネル・東脊振トンネル 殿木多久道路管理事務所	三瀬トンネル有料道路・東脊振トンネル有料道路 共通回数通行券及び殿木多久有料道路回数通行券の印刷



別紙

入 札 参 加 届

令和 年 月 日

佐賀県道路公社
理事長 南里 隆 様

所 在 地
商号又は名称
代 表 者 氏 名
事務担当者氏名
連絡先電話番号

三瀬トンネル有料道路・東脊振トンネル有料道路共通回数通行券及び厳木多久有料道路回数通行券の印刷に関する条件付一般競争入札について、下記書類を添えて申請します。
なお、申請書及び添付書類の記載事項については事実と相違ありません。

記

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- 2 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- 3 開札の日の6か月前から現在までの間、金融機関等において手形又は小切手を不渡りした者でないこと。
- 4 佐賀県道路公社、佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県道路公社、佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。

<制約事項>

下記の事項について誓約します。

また、佐賀県道路公社が必要な場合には、佐賀県警察本部に照会することについて承諾します。

自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、又は次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

- (ア) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号）に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (イ) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (ウ) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (エ) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって紡織団又は暴力団員を利用している者
- (オ) 暴力団または暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (カ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (キ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

<提出資料>

営業概要書

営業概要書

商号又は名称 (企業名)				
所在地				
代表者氏名				
支社・事業所名	所在地	従業員数	電話番号	
従業員数 (会社全体)	事務	営業	技術	計

入 札 書

佐賀県道路公社
理事長 南里 隆 様

佐賀県道路公社会計規定第73条の規定に基づき下記のとおり入札いたします。

なお、下記の金額は取引に係る消費税額及び地方消費税額を含まない金額です。

入 札 金 額	¥
業 務 名	三瀬トンネル有料道路・東脊振トンネル有料道路共通回数通行券及び巖木多久有料道路回数通行券の印刷
納 入 場 所	三瀬トンネル・東脊振トンネル・巖木多久道路管理事務所

令和 年 月 日

所在地

入札者

商号又は名称

代表者氏名（自署又は記入）
（法人にあっては代表者役職及び氏名）

代理人氏名（自署）

※代表者が入札する時は、代表者の役職及び氏名を自署してください。

代理人が入札する時は、代表者の役職及び氏名を記入し、代理人氏名を自署してください。

※入札金額の積算内訳（券種毎の数量、単価、金額、固定費用がある場合はその内訳、金額を記載）を添付してください。

入 札 辞 退 届

業 務 名 三瀬トンネル有料道路・東脊振トンネル有料道路共通回数通行券
及び巖木多久有料道路回数通行券の印刷

納 入 場 所 三瀬トンネル、東脊振トンネル、巖木多久道路管理事務所

上記について（ ）理由（ ）により辞退します。

令和 年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名

佐賀県道路公社
理事長 南里 隆 様

物品売買契約書

佐賀県道路公社（以下「甲」という。）を発注者とし、〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）を受注者として、次の表のとおり物品の売買について次の条項により契約を締結する。

業 務 名	三瀬トンネル有料道路・東脊振トンネル有料道路 共通回数券及び巖木多久有料道路回数通行券の印刷
数 量	別紙仕様書のとおり
契 約 金 額	¥ （うち消費税及び地方消費税 ¥ -）
納 入 期 限	令和7年3月25日
納 入 場 所	三瀬トンネル・東脊振トンネル・巖木多久道路管理事務所

（信義則）

第1条 甲及び乙は、この契約の条項を信義に従い、誠実に履行するものとする。

（契約保証金）

第2条 契約保証金は、佐賀県道路公社会計規定第78条第3項第3号の規程により免除する。

（検査）

第3条 乙は、物品を納入しようとするときは、甲の指定する場所において検査を受けなければならない。

2 前項の検査は、物品納入の際、乙の立会いのもとに行うものとする。ただし、検査に期日

を要するものについては、前項の申出があった日から10日以内に検査を行うものとする。

3 前2項の検査に合格しないものがあつたときは、乙は、その負担で物品を取り替え検査を受けなければならない。

（納入）

第4条 乙は、物品を納入するのに必要なすべての費用を負担するものとする。

（指示）

第5条 乙は、天災その他避けがたい理由により、物品を納入することができないときは、直ちに甲に通知し、その指示を受けなければならない。

（契約の履行）

第6条 乙が行う契約の履行は、第3条の検査に合格した後、当該物品を納入場所に納入したときをもって完了するものとする。

(危険負担)

第7条 契約履行前の物品の滅失、損傷その他の損害については、乙の負担とする。

(権利義務の譲渡などの禁止)

第8条 乙は第三者にこの契約の履行を委託し、又は契約による権利を譲渡し、若しくは義務を引き受けさせてはならない。ただし、甲の承諾がある場合についてはこの限りでない。

(契約の解除)

第9条 甲は、乙がこの契約に違反した場合のほか、次に掲げる場合に該当すると認めるときは、契約を解除することができる。

(1) 履行期間までに契約による義務を履行し終わる見込みがないとき、又は契約を履行しなかったとき。

(2) 契約履行につき不正の行為があったとき。

(3) 正当な理由がなく甲の指示に従わないとき。

(4) 自己または自社の役員等が、次の各号のいずれかに該当する者であること、及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号）に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しないもの。

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団または暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(損害賠償及び違約金)

第10条 乙は、自己の責めに帰すべき理由によって納入期限までに物品を完納しないときは、遅延日数につき年2.5%の割合で算定した額の金額を履行遅延による損害賠償金として甲に支払うものとする。

2 甲は、この契約を解除したため、損害を被ったときは、乙から違約金として契約額の10分の1の額を徴収する。また、この場合において、なお損害があるときは、甲は、乙に損害賠償金を請求することができる。

(代金の支払)

第11条 甲は、乙が、第3条の検査に合格した後、乙が提出する適法な請求書を受領した日から30日以内に代金の支払いをするものとする。

2 前項の支払期限までに支払わないときは、支払期限到来の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、年2.5%の割合で算定した遅延利息を乙に支払うものとする。

(契約内容の不適合責任)

第12条 乙は、納入した物品が契約の内容に適合しないものであるとき、又は納入後1年以内に正常な管理のもとで故障したときは、自己の負担で修理又は交換するものとする。

(疑義の解決)

第13条 この契約に定める事項に疑義が生じた場合、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自その1通を所持するものとする。

令和6年12月 日

甲	住 所	佐賀県佐賀市八丁畷町8番1号
	氏 名	佐賀県道路公社 理事長 南里 隆
乙	住 所	
	社 名	
	代表者名	